

二月十二日(水曜日)

出席議員	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	欠席議員	三十番	なし
のぐち	吉村	松平	宮野	ほかり	依田	高山	石沢	千田	浅川	豪一	山田	宮本	田中	沢田	海津	宮崎	西村			
けんたろう	美紀	雄一郎	ゆみこ	吉紀	かずひろ	のりゆき	恵美子	のぼる	ひろこ	伸一	香澄	けいじ	敦子	こうき						
十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十一番	三十二番	三十三番	三十四番					
たかはま	小林	金子	市村	田中	名取	白石	松丸	岡崎	上田	品田	浅田	高山	山本	板倉	関川					
なおき	れい子	てるよし	やすとし	としかね	顕一	英行	昌史	義顕	ゆきこ	ひでこ	保雄	泰三	一仁	美千代	けさ子					

出席説明員

区長	成澤	廣修	子ども家庭部長	多田	栄一郎
副区長	佐藤	正子	児童相談所開設準備担当部長	栗山	仁
副区長	加藤	裕一	保健衛生部長	矢内	真理子
教育長	丹羽	恵玲奈	兼文京保健所長	鵜沼	秀之
企画政策部長	新名	幸男	都市計画部長	小鵜	光幸
総務部長	竹田	弘一	土木部長	小野	光伸
危機管理室長	渡邊	了	資源環境部長	木幡	光伸
区民部長	高橋	征博	施設管理部長	松永	直樹
アカデミー推進部長	長塚	隆史	会計管理者	宇民	清
福祉部長	鈴木	裕佳	教育推進部長	吉田	雄大
兼福祉事務所長	木村	佳	監査事務局長	岡田	利行
地域包括ケア推進担当部長	矢島	幸			

事務局職員

事務局局長	佐久間	康一	議事調査主査	小松崎	哲生
議事調査主査	下笠	由美子	議事調査担当	阿部	隆也
議事調査主査	糸日谷	友	議事調査担当	眞鍋	由起子

議事日程

日程 第一 一般質問について

午後二時開議

○議長（白石英行）

ただいまから、本日の会議を開きます。

十番 浅川 のぼる 議員

○議長（白石英行）

まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

を指名いたします。

本件は、会議規則に基づき、議長において、
 二十一番 市村 やすとし 議員

○議長(白石英行) これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔浅田保雄議員「議長、二十九番」と発言を求む。〕

○議長(白石英行) 二十九番浅田保雄議員。

〔浅田保雄議員登壇〕

○浅田保雄議員 政策チーム A G O R Aの浅田保雄です。会派を代表して一般質問を行います。

まず、二〇二五年度の予算の考え方について質問いたします。

コロナ後、経済の立て直しが進んでいて、賃上げの動きや最低賃金の引上げなど、明るい兆しが生まれています。

区財政来年度予算は、前年度一五・三%増、千四百七十億円で、過去最高です。特に、課税所得水準の伸び、納税義務者数の伸びによる特別区税の伸びが顕著です。

一方で、格差社会の進行と物価高の進行、賃上げが取り残されている中小零細企業の現実もあり、実質賃金のマイナス状況が続く中で、経済的困難を抱える家庭が現存していることも事実です。

また、地域の自主的な活動が衰退していること、小学校での教室不足や不登校、ひきこもり、学童保育の不足など、区として力を入れて予算配分が求められます。

文京区ならではの、他自治体よりも先んじている最も誇れる点、どこに力を入れたのか、予算編成の柱と考え方を伺います。

次に、平和事業の推進、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞と文京区非核平和都市宣言について伺います。

二〇二四年のノーベル平和賞は、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会、略称日本被団協が受賞しまし

た。核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを被爆証言によって示したことが受賞理由です。東欧や中東では戦争が行われ、核兵器の使用も取り沙汰され、平和の訴えはますます重要です。

そこで、一、一九七九年文京区平和宣言、一九八三年文京区非核平和都市宣言を持つ首長として、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞について、区長はどのような認識をお持ちでしょうか。

二、平和教育の一環として、一昨年の区内中学生の広島訪問に続き、昨年から文京区平和特派員事業が始まりました。

参加した生徒の学んだ点を報告などにおいて、どのように学んだことを生かしていくのか、今後、参加を希望する生徒は全て参加できる予算化を求めます。

三、平和教育として、区内在任の被爆者の証言や、区立学校等でのノーベル平和賞や被爆体験を学ぶかたりの場を持つこと。

四、一九四五年(昭和二十年)三月十日未明、文京区も含む東京東部地区を中心に、米軍のB二九約三百機による夜間超低空からの焼夷弾じゅうたん爆撃により、一夜にして死者約十万人、消失家屋約二十七万戸に及ぶ焦土と化した事例も含め、戦争体験、不戦の誓いを学ぶ場を設けること。

五、被爆地広島から譲り受けた被爆樹木アオギリの教育的な活用、教育の森公園以外にも新たに被爆樹木の植樹を実現すること。

六、原爆被爆や戦争を知らない世代の教員、平和事業を所管する区職員が増える中、平和学習研修や被爆地派遣など、被爆証言や戦争証言を学ぶ場を設けること。

これら六点について、見解を伺います。

次に、協働協治、地域の支え合い、ハートフルネットワークの推進

について伺います。

「文の京」自治基本条例では、「地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとする」と規定して、「誰もが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる、地域共生社会の実現」を目指しています。

この考え方で、地域から自主的に行われている活動の一つが、子ども食堂や、学習支援などの経済的に困難を抱えている家庭への支援活動です。

こうした自主的な区民による区民への支援活動、区民同士のつながりを構築させる活動を、区はどのように評価し、発展させようとしているのか伺います。

福祉部所管課と社会福祉協議会、地域の支援団体の三者が連携した活動が求められます。この三者の連携、共通の事態把握を持つための会議体の設定などはどのように行われていたのか、改善点を伺います。

地域の立ち上げた子ども食堂と、区の推奨しているコンソーシアムによる子ども宅食プロジェクトはどのように関連付けているのか、あるいはそれぞれ独自の支援活動なのか、位置付けを伺います。

また、食品ロス・フードバンク施策も、地域支援活動とどのような関連を持たせていくのか、伺います。

社会福祉協議会が支援している十三か所の子ども食堂だけ見ても、子ども食堂の名前は使っていません。シングルの親の家庭を対象、高齢者なども参加している、宿題を見ている、囲碁将棋教室など、様々な形態で地域の居場所として運営されています。そこには複雑で多種多様な困難が存在しています。

こうした区民の抱えている困難、そこへの支援を区はどのような方

法で把握してきているのか、具体的な会議体、方法を伺います。

総務省の発表では、四十か月連続の物価上昇で、キャベツは九・九％、トマトは五六・〇％の値上がりです。また、テイクアウト用容器は、石油の値上がりで、二〇二〇年に比べ倍の値段です。

子ども食堂へ、これまで頂いていた支援に感謝しつつ、更なる米価格を基準にして物価高騰に比例した支援を求め、対応を伺います。

協働協治の観点から、地域の活動の活性化についての質問です。

コロナ禍後、地域のイベントに大勢の方が参加をされています。特に、子育て家庭の参加が顕著です。しかし、主催する側の町会では高齢化が進み、「役員の成り手がいない」「若い方がいない」などの声が聞かれます。

一方で、「町会って何をやっているのか分からない」「会費だけ取られて何の役に立っているのか分からない」という指摘もあります。

地域で、高齢化社会の到来に対応するハートフルネットワークの構築や、想定される大規模災害時に横の人と人とのつながりが今まで以上に求められ、任意団体であっても、町会に求められる責務は大きなものがあります。

地域活動センターを軸に、町会長会議を始め、従来どおりの活動に加え、町会の活動交流、イベントの準備や企画方法など、成功や困難な事例、若い世代を呼び込む手法などを学ぶ交流会を開催したらいかがでしょうか。

町会は歴史や環境も違いますが、ファミリー世帯の参加、加入促進に向けて知恵を出し合い、学び合うことを継続して行い、具体化する作業を地域活動センターが補佐してはいかがでしょうか。伺います。

また、地域の花の五大まつりや地域活動センターの活用、イベントの開催について、地域の企業団体、指定管理を受けている団体、大学、

高校などからノウハウや協力を頂ける新しいシステムづくりが芽生えています。この内容を広く紹介して学び合えるようにすることを求め、見解を伺います。

次に、介護保険の充実、高齢者への福祉施策について伺います。

一 昨年は白山の郷、昨年は千駄木の郷を運営する社会福祉法人が撤退する事態が続いています。法人の自主的な判断とはいえ、利用者、家族から困惑の声が上がっています。

運営法人の変更は、これまで地域に根差してきた高齢福祉のサービスを担う人的な変更につながります。撤退の主要な理由に、経営難が挙げられています。

区は、撤退表明に至るまでにこうした状況を把握していたのか、そして、問題点の改善に向けて支援・協力関係は築けていたのか、併せて伺います。

そこに働く人々が、新たな法人になっても継続して安心して働ける区の指導を求め、見解を伺います。

また、人材不足と施設の大規模改修への対応が重なったことが挙げられます。

人材不足は深刻で、全国でも福祉施設が撤退・倒産してしまう原因の一つに人材不足が深刻な問題として挙げられ、国の二〇二二年の介護労働実態調査では、六三%の事業所が人材不足と公表しています。人手不足やヘルパーの高齢化、物価高騰による経営のコストの上昇、利用者の利用控えなどにつながっています。

区内の介護現場でも、マッチングアプリを利用して、スポットワークと呼ばれる日雇い雇用で介護人材を配置して運営する事業者も生まれています。

そして、人手が足りず人材不足が続くと、経験や能力のあるスタッ

フへの負荷が増加し、過労になり、離職へつながるリスクも発生しています。

区内のケアマネジャー、介護士の不足の実態をどのように把握し、事態の対応に当たっているのか、方策の内容を伺います。

二〇〇七年十一月、東京都は、文京区立特別養護老人ホームくすのきの郷に対し、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所介護事業者の指定取消しを行いました。指定取消しの理由は、外国人の夜勤を実施し、介護報酬を不正請求したことです。

十八年が経過する中、介護サービスを区が責任を持って安定した事業運営を行うために、改めて、白山の郷、千駄木の郷、くすのきの郷、大塚みどりの郷のいわゆる「旧区立四特養」は、東京都に対し、保険者の指定を申請し、区立の施設として再出発してはいかがでしょうか。伺います。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、六十五歳以上の一八八十七万人に増加します。身寄りのない高齢者が増え続け、最期をめぐると対応が喫緊の課題となっています。

独居高齢者の増加の中で、遺品や家具など、引き取り手のない方の死後の部屋の整理、生活保護の場合と、それ以外の方の処理の現状を伺います。

都心部において、人と人とのつながりが希薄な無縁社会に進む中、区や地域が連携し、独居でも安心して過ごせる仕組みを作ることが求められています。

自治体による終活支援が求められ、エンディングノートの作成など始まっていますが、区として今後の計画をお示しくください。

子育て支援施策、小一の壁への対応についての質問を行います。

子どもが保育園から小学校に入学する際、仕事と子育ての両立が難しくなる社会的な問題が生まれています。これまで保育園を利用していた保護者にとって、学校の門が開くまでの時間の子どもの居場所確保が必要です。

保育園は七時十五分から利用できます。現状では、地域の方に協力を頂いて校庭を利用してはいる学校、校門の前で八時まで待つなど、対応は様々です。

東京都の朝の子供の居場所づくり事業に合わせ、各小学校で七時十五分から始業までの何らかの受入体制を作ること求め、方向性を伺います。

次に、こどもの権利に関する条例についての質問です。

文京区では、こどもの権利に関する条例の策定に向け、議論が進んでおり、現在のところ、具体的な推進体制については、こどもの権利擁護委員を設置し、相談窓口を開設するとしています。

子どもの権利を守るためには、国際的に、子どもコミッションや子どもオンブズパーソンなどと言われる、行政から独立した立場で子どもの権利状況をモニターし、調査や勧告する権限を持つ公正な公的第三者機関として、子ども人権機関の設立が推奨されています。

自治体レベルでも、子どもの権利条例に基づく子どもの人権機関の設置は拡大しており、こども基本法の施行により更に加速しています。文京区においても、子どもが安全に相談でき、権利を守る体制を整え、子どもの権利が侵害された場合の迅速な救済を可能にするため、こども権利擁護委員の設置にとどまらず、行政から独立した、子どもの人権のための相談救済機関を設置すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、育成室、アクティの補食、おやつ提供についてです。

給食から帰宅までの間、育成室では、保護者負担で一回百円程度の補食が出されます。物価高騰の中、指導員のやりくりで対応していますが、コンビニエンスストアのおにぎり一個も提供できない状況です。育成室の待機児童対策として位置付けられた放課後全児童向け事業のアクティでは、何も提供されません。学童期の子どもに水以外五、六時間何も食べさせないというのは、あり得ない対応です。

アクティ利用の子どもに対し、補食を提供する制度を求めます。また、育成室の補食提供について、物価高騰に対して区として補助などできないか、対応を伺います。

次に、保育の質の確保について伺います。

区立、認可を問わず、保育園の調理業務は、子どもの命と成長を守る意味で大切な業務です。食中毒を出さないための安全衛生、アレルギー対応などの業務に専門性が問われています。

しかし、委託法人や私立認可保育園においては、栄養士、調理師不足が常態化し、突発休の対応は他園からの応援態勢で対応している事例もあります。人手不足は事故を誘発しやすい原因にもなります。

これまで築き上げてきた区職員による安全性確保のための調理技術を継承する意味でも、正規職員が在職しているうちに、区直営の拠点を残すことを提案しますが、いかがでしょうか。

保育園の給食調理の安全指導についての質問です。保健所による、認可保育園に対し、給食調理室及び調理作業についての指導が行われています。異物混入防止のため、シンクの僅かな隙間でも取り替えること、洗浄室の床材に破損が見られるため補修することなど、各園に詳細な指導が行われています。

調理施設の安全衛生対策を着実に実施することを求め、対応を伺います。

次に、スポーツ・テニス文化の創造について伺います。

明治後期に伝えられたテニスが、次第に国内で定着し、戦後の高度成長の中で、テニスブームもあり、文京区にもテニスコートが設置されました。

一九六三年(昭和三十八年)、小里秋男により文京区庭球協会が設立され、その頃に竹早コートは存在しています。その後、テニスの普及に尽力されています。

昨年十一月の団体対抗戦では、女子二十二団体百七十人、男子十八団体百四十四人が参加しています。

テニスはスポーツであり、文化としても大切な施策であり、都心部に区営として九面のテニスコートを持つ意味は大きいものがあります。

これまでテニスコートを維持管理してきた区の認識と、果たしてきた成果を伺います。テニスの文化としての継承と竹早テニスコートの五面維持を求めて、見解を伺います。

テニスは、生涯スポーツ種目として、健康増進や体力増強の観点から、体力レベルや技術レベルに合わせて、年齢別大会や初級者大会などもあります。子どもたちの健康維持、体力の向上として、高齢者の健康維持のスポーツとして愛好されています。

また、テニスは全世界全て同じルールでプレーでき、コートサイズ、ラケットやボールの規格や打ち方も同じです。国際交流として、コミュニケーションの一つで広く愛好されています。

また、車椅子テニスで小田凱人、上地結衣選手が世界で活躍している姿は、私たちに元気とプラススポーツのすばらしさを教えてくれます。東京二〇二五には、聴覚障害者のデフリンピックも開催されます。

こうした、誰もがスポーツを楽しみ、プラススポーツにも対応するハードコートの設置を含めた設備にしていくことを求め、見解を伺いま

す。

区内のスポーツ施設全般で、区民施設利用と区外の方のスポーツ施設利用で規制が厳しくなっています。背景には、営利を目的とした不正利用がその原因です。

しかし、テニスでいえば、文京区民が近隣地区の施設を利用できませんが、他区の方は利用できません。

大会の開催、共同の練習など、テニス競技の性格上、他の自治体の方とプレーしたりペアを組んだりすることもレベルの向上につながり、利用規約の見直しなど求め、見解を伺います。

現在、竹早公園・小石川図書館一体的整備の検討が行われています。そこでは、図書館の更なる拡充を始め、テニスコート、公園拡充、遊戯場設置など、それぞれの立場から積極的な声が出されています。

私は、それぞれの立場を認め合い、お互いの意見を尊重し、施設機能の拡充のために知恵やノウハウを出し合えば、必ずすばらしい施設ができるかと確信しています。

今後、子どもたちの要望も踏まえ、区民の方々の議論を尽くし、区として、強いリーダーシップの下、決断を行い、計画を進めることを求め、今後のスケジュールと併せて決意を伺います。

次に、環境対策について伺います。

区は、令和三十二年(二〇五〇年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指し、その実現に向けて、脱炭素化に向けたZEB化・省エネ化の推進を図っています。

区の全ての事務事業で発生する二酸化炭素のおよそ三〇%を占める文京シビックセンターの電力について、今後、地球温暖化対策への取組を更に進めるため、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー一〇〇%の電力への切替えの進捗状況を伺います。

また、文京区脱炭素プラットフォーム事業での区内参加事業者数と削減目標値をお示しく下さい。また、区内大学との連携はどのような内容なのか、伺います。

文京区地球温暖化対策地域推進計画に基づき、具体的な区民の生活の中から取組が問われます。公共交通機関を利用する経験や習慣を身に付けてもらうなど、他自治体で始まっています。区として具体的な提起を求め、内容を伺います。

プラスチック分別が全区で開始されます。この施策は、法律が変わったからだけでなく、環境対策としての目的・意義を合わせた周知・啓発が必要です。また、分別回収が始まる四月以降も、地域の要請に応じ、説明会の開催を求めます。併せて区の見解を求めます。

また、新たな分別回収に当たり、業務が雇上会社に委託されます。人手不足により、運転手不足が危惧されます。

十分な人員確保と作業での安全確保を求め、伺います。

次に、各家庭へのコンポスト容器の補助実績の評価について伺います。

区が助成した実績では、令和六年度は予算の増額もあり、前年に比べ、生ごみ処理機三十三件から百五十五件、コンポスト十件から十五件です。文京区の世帯数に比べるとまだまだ少ない状況ですが、環境問題に関心を持っている方は多いことが推測されます。

予算を増額し、更に取組を強めることを求め、見解を伺います。

学校の給食の残菜は、焼却ごみとして捨てています。新しく校舎が新設されても、コンポスト化するなどの進展が見られない状況が続いています。これでは、区の環境対策と整合性が取れていません。

環境教育の面からも、コンポスト化を求め、見解を求めます。

最後に、歴史的文化遺産の継承と本郷諸井邸の喪失について伺いま

す。

自治基本条例では、「文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域」と規定しています。

本郷諸井邸は、秩父太平洋セメント株式会社創立者の諸井恒平氏が建築主です。この地は、隣が文京ふるさと歴史館、向かいが真砂中央図書館という文教地区であり、その先は、坪内逍遙の旧居跡、正岡子規と内藤鳴雪が住んだ常盤会寄宿舎、炭団坂を下ると、樋口一葉旧居も近い場所であり、文学の地として紹介されています。

諸井恒平は渋沢栄一の親族で、秩父太平洋セメント株式会社を興しました。日本の素材メーカーとして、土木、建築産業に貢献しています。

建物は、百十九年前、一九〇六年(明治三十九年)に建てられ、関東大震災も東京大空襲の戦災も逃れた貴重な建物で、和風建築として日本の建築史に残すべき文化遺産だと認識しています。

この諸井邸を歴史的価値のある文化遺産と見るのか、ただ古いだけの建物と見るのか、どのように評価したのか伺います。

また、区は土地建物所有者とどのような接触を行い、提案を行ってきたのか、その内容を伺います。

今後、文化財に値する建築物など、区として歴史的文化遺産として保存していくためには、どのような条件を整え、準備が必要なのか、区が行う施策は何なのかをお教えください。

加えて、文京区文化財保護条例で定める「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が郷土にとって貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、文化的活用に努めなければならぬ」、また、「区民が文化財の保護に努めるために協力する」としています。

区として、区民に歴史的価値のある文化財を残すべき課題と責務を提示してください。文京区を、区と一緒に歴史的文化遺産を守る区民の方々の声にどのように応えていくのか、伺います。

文京区観光協会の発行する観光ガイドブックでは、歴史や伝統が強調され、湯島天満宮や根津神社が紹介をされています。ところが、お祭りになるとその記述がありません。

その町の歴史、文化の紹介を観光として紹介することは、何ら法的には問題ありません。台東区では、三社祭での大行列や東京都無形民俗文化財指定のびんざさら舞のほか、神輿をかついで浅草を巡行する神輿渡御を紹介しています。

区内では、例えば湯島天満宮に関連して、湯島天神白梅太鼓、能楽舞、雅楽などについても、歴史と文化の紹介を観光の柱として取り入れてはいかがでしょうか。こうした無形文化財を積極的に取り入れていくことを求め、見解を伺います。

「舞姫」を執筆した森鷗外の旧居が、根津神社への移築が完成間近です。区の誇るべき森鷗外記念館とどのような連携を取っていくのか、区として積極的な働き掛けを望み、対応の内容を伺います。

加えて、二万人を超える観光客が集まる根津神社二十三ヶ町連合宮入を観光の柱にしてはいかがでしょうか。台東区や飛騨高山では、祭りがその町の歴史であり、町の歴史そのものとして誇りです。

文京区の観光PR動画の作成が予定されています。その中に、文京区の歴史と文化を紹介する意味からも、観光の柱として編集してください。企画内容を伺います。

以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 浅田議員の御質問にお答えします。

最初に、令和七年度予算についての御質問にお答えします。

令和七年度予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進（まいしん）するため、現場の視点を重視し、職員の創意と工夫により、効率的・効果的で質の高い行政サービスを提供するための予算を編成しております。

その上で、五十八事業を重点施策としており、この全てが重点的に推進すべき優先度の高いものと考えております。

具体的には、防災対策の充実・強化として、誰でも二十四時間利用できるAEDの設置、子どもが健やかに成長できる環境づくりとして、育成室待機児童解消加速化プラン及び小学校の改築工事や教室増設対策に要する予算を計上しております。

また、地域共生社会の実現として、重層的支援体制整備事業や、文京区健康アプリを用いた健康寿命延伸事業、地域の活性化や賑わいの醸成として、競技かるた普及啓発事業、サステナブルな社会をつくる取組として、旧岩井学園グラウンド跡地における太陽光発電所設置事業などに要する予算を計上しております。

さらに、物価高騰等の影響を受ける区民及び事業者を支援するため、本年度に引き続き、定額減税をし切れないと見込まれる区民を対象とした定額減税補給付金に係る経費等を計上するとともに、一般財源を活用した介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等に対する光熱費補助等の支援に要する予算も計上しております。

次に、平和事業に関する御質問にお答えします。

まず、日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞について

のお尋ねですが、自らの経験を通して、核兵器廃絶を世界各国に訴え続けてきた長年の活動が実を結ばれたことに対し、深く敬意を表するところです。

昭和五十四年に平和宣言を、また五十八年に非核平和都市宣言をした本区としても、引き続き、被爆の実相に対する理解促進に取り組むとともに、平和意識の高揚に一層努めてまいります。

次に、被爆体験の伝承についてのお尋ねですが、令和七年度の平和事業において、区内在住の被爆体験者に御協力いただき、当時の記憶を記録として残す証言映像を作製し、区民平和のつどい等での活用を予定しております。

このほか、本年は戦後八十年を迎えることから、デジタルツインやVRなどのデジタル技術を活用した平和コンテンツの展示等により、区民、特に子どもたちに向け、被爆の実相に対する理解促進を図るなど、次世代に平和の大切さを継承していく事業を実施してまいります。次に、東京大空襲の被災の伝承等についてのお尋ねですが、毎年度実施している平和資料展の中で、写真や空襲で焼けた物品等を展示し、被災の実相の周知に努めているところです。

次に、被爆樹木についてのお尋ねですが、昨年度、広島市の被爆アオギリ二世の苗木を譲り受け、教育の森公園に植樹したところです。このことは、令和五年度の平和特派員事業報告書に掲載し、既に区内の中学校の生徒にも周知しております。

今後、各学校の平和学習の中で取り上げていただき、子どもたちが平和の大切さを考えるきっかけになることを期待します。

なお、現在、新たな被曝樹木の植樹については考えておりませんが、今後、機会を捉えて検討してまいります。

次に、教員や区職員の平和学習についてのお尋ねですが、教員のた

めの平和学習については、現在予定はございませんが、区や都による平和関連のイベントや資料等について、適宜共有しております。

また、平和首長会議では、加盟都市の若手職員等を広島に招聘するインターンシップ制度があり、区職員が参加することを検討しております。

この制度への参加により、職員が広島市の平和施策のほか、被爆の実相や平和文化振興の取組などについて深く学ぶことができるため、今後の区の平和事業の充実に生かしてまいります。

次に、地域の支え合いに関する御質問にお答えします。

まず、地域活動についてのお尋ねですが、地域共生社会を実現するためには、日常にあるつながりを重視し、地域の困り事を地域で解決し、必要に応じ専門職につなぐ地域ネットワークづくりの場を整え、共通の意識を醸成していくことが必要と考えております。

本区では、社会福祉協議会とともに地域活動の活性化を図ってきたところであり、今後も、地域の支援団体も含めた連携を強化してまいります。

なお、地域団体との個々の会議体はございませんが、引き続き、社会福祉協議会との定期的な連絡会を通して、事業の進捗状況や方向性、課題等の情報を共有してまいります。

次に、子ども食堂及び子ども宅食プロジェクトの意義と位置付けについてのお尋ねですが、子ども食堂は、地域団体が食事の提供を通じて、子どもたちの孤食を防ぐとともに、居場所として地域住民とのつながりを深め、子どもたちを地域全体で見守るための補助事業として位置付けており、地域社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境を醸成することを目的としております。

一方、子ども宅食プロジェクトは、区と六つの団体が協働するコン

ソーシャル方式の取組であり、食を通じた支援や見守り等により、子どもの貧困問題の解決を目指しております。

双方は、目的や運営主体が異なるものの、共に子どもや子育て家庭を支援する事業であり、相互に補完し合いながら地域に貢献しているところ です。

一例として、子ども宅食プロジェクトに対し、食料品等現物で寄附を頂く場合、その量にに応じて、子ども宅食活動への活用だけでなく、子ども食堂へつなぐなど柔軟に対応することで、有効に活用しております。

それぞれが独立した支援活動ではありますが、地域や関係団体と連携しながら、相互に課題解決に向けた取組を進めてまいります。

次に、食品ロス・フードバンク施策についてのお尋ねですが、区では、食品ロスの削減と資源の有効利用のため、家庭で余っている食品を提供していただくフードドライブを実施しております。

現在、提供していただいた未利用食品は、社会福祉協議会やNPO法人を通して、必要としている方に届けておりますが、更なる地域支援について研究してまいります。

次に、区民の抱えている困難や支援についてのお尋ねですが、本区では、支援が必要な方の状況に応じて、子ども、高齢、障害、生活困窮及び保健・医療の支援に係る相談支援機関等との連携を強化し、対応しております。

また、地域における住民同士の支え合いの活動については、社会福祉協議会と連携して支援を進めるとともに、定期的な連絡会を開催し、事業の進捗状況や方向性、課題等を共有しております。

今後は、重層的支援体制整備事業も活用し、関係者連絡会等を通じて顔の見える関係性を築き、各機関が協力して支援を担うチーム体制

を構築し、複雑化・複合化した課題や制度のはざまの課題に対応してまいります。

次に、子ども食堂への支援についてのお尋ねですが、区では、これまでも、社会福祉協議会を通じて、事業の開始や運営に必要な経費の助成を行うとともに、子ども食堂連絡会を通じて運営団体のニーズを把握してまいりました。

今後も、ニーズに応じた支援を検討するとともに、物価高騰を含む経済状況等を注視し、必要な支援について検討してまいります。

次に、町会の活動交流や加入促進等についてのお尋ねですが、本年度は、十一月に、区内において、社会貢献活動を行うNPOや企業等が集まる活動見本市二〇二四を社会福祉協議会と共催し、町会・自治会に参加いただくことで、様々な地域活動団体と交流できる機会を創出いたしました。

来年度は、町会等の加入促進に向けた取組に対する補助金を新設しており、具体的な活用に当たっては、町会等のアイデアを参考にしながら、地域活動センターを中心に調整を図ってまいります。

また、こうした加入促進に向けた様々なアイデアは、地区町会連合会で共有し、地域による加入促進に向けた積極的な取組を後押ししてまいります。

さらに、本年度より、町会・自治会事業補助金に加え、町会等が様々な地域活動団体と連携して実施する事業に対する追加補助を実施しております。

来年度もこの追加補助を継続することにより、町会等と地域活動団体との連携が深まり、課題やノウハウを共有できる関係づくりが構築されることを期待しているところです。

次に、介護保険や高齢者の福祉施策に関する御質問にお答えします。

まず、介護施設の運営状況の把握についてのお尋ねですが、運営費助成等を行っている施設の経営状況については、事業報告書の提出等により把握しております。

事業者が事業の運営を終了することについては、経営上の個別の事情等を踏まえた総合的な判断によるものであることから、区への申入れ等により把握しております。

次に、支援及び協力関係についてのお尋ねですが、日頃から、施設長会等を通じ、区と施設の情報交換や事業者同士の連携、協力を図っているところです。

施設の運営においては、運営費助成に加え、時勢を捉えながら、物価高騰対応への支援等、介護サービスの安定的な提供に資するための支援を行っており、また、介護人材の確保・定着のため、資格取得や研修に係る補助や職員の家賃補助等により、事業運営の支援を行っております。

次に、職員の雇用に関するお尋ねですが、事業の承継による職員の雇用については、職員の意向を踏まえ、現行事業者及び後継事業者の雇用条件等により対応がなされるものと認識しております。

継続的な介護サービスの提供に向け、引き続き、後継事業者の選定を適切に進め、利用者や職員等に安心いただけるよう取り組んでまいります。

次に、区内のケアマネジャーや介護職員の状況についてのお尋ねですが、ケアマネジャーや介護職員の不足については、全国的な課題であると認識しておりますが、区の相談業務においては、ケアマネジャーに関する相談があった際には、居宅支援介護事業所の空き状況等を御案内できているところです。

これまでも、高齢者等実態調査や区の相談業務等において状況の把握

に努めており、本年度からは、介護支援専門員等研修費用補助を新たに開始するなど、高齢者・介護保険事業計画に基づき、介護人材の確保・定着への支援に対する様々な取組を行っているところです。

引き続き、事業者との連携を深めることにより、状況の把握に努め、介護人材の確保・定着の支援を行ってまいります。

次に、施設運営についてのお尋ねですが、旧区立特別養護老人ホームを区立として運営する考えはありませんが、これらの施設については、使用賃借契約により、土地建物を無償で貸し付け、運営費助成や建物の大規模改修等を区で行うなど、区として必要な対応を行っているところです。

引き続き、当該施設での介護サービスが安定的に提供されるよう、これまでの支援策を継続しながら、それぞれの状況を踏まえた対応を適切に行ってまいります。

次に、身寄りのない高齢者の死後の対応についてのお尋ねですが、生活保護受給者は生活保護費で、それ以外の方は、根拠法に基づき、葬祭に要する費用のみ支弁することができます。

また、独居高齢者の賃借人が亡くなられた際の部屋の整理については、原則、賃借人の相続人が行うこととなります。

なお、死後の事務支援など、身寄りのない高齢者等が抱える課題等の対応については、国において様々な検討がなされていることから、その動向を注視してまいります。

いわゆる終活支援についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、高齢化の進展や核家族化等による高齢者の単独世帯の増加に伴い、身寄りがなく、又は、家族がいても身近に頼れる人がいないなどの状況にある高齢者の意思決定支援等の重要性が高まっていると認識しております。

区では、高齢者あんしん相談センターにおいて、エンディングノートに関する講座等を行い、これからの自分自身のことや、もしものときに伝えたいことなどについて考えていただく機会を提供しております。

また、社会福祉協議会においては、文京ユアストーリーや権利擁護に関する支援等を行っているところです。

今後とも、関係機関において情報共有を図りながら、引き続き、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう支援してまいります。

次に、子育て支援施策に関する御質問にお答えします。

まず、子どもの人権のための相談救済機関についてのお尋ねですが、区では、(仮称)こどもの権利に関する条例の制定に向けた準備を進めており、具体的な推進体制として、(仮称)こどもの権利擁護委員の設置と相談窓口の開設について検討しております。

委員の設置については、独立性のある公的な第三者機関を想定しており、子どもたちが安心して相談できるものとなるよう、先行自治体の事例を参考に検討を進めてまいります。

次に、保育園の調理業務における区直営の拠点についてのお尋ねですが、区立保育園では、技能系職員である給食調理職員の退職が今後も続くことが見込まれる中、原則、退職不補充の方針の下、計画的な職員定数管理に取り組んでいるところです。

将来にわたって安定的・効率的に安全・安心な給食の提供を行うためにも、今後も、民間活力を導入し、給食の質の更なる向上を図ってまいります。

調理技術の継承については、区職員の栄養士を中心とした情報交換や、調理のノウハウを動画等で共有するなどの取組を行っており、区直営の拠点によることなく、技術を継承できるものと考えております。

次に、保育園の給食調理の安全衛生対策についてのお尋ねですが、認可保育所については、全施設に対して保健所の立入りによる衛生監視指導を行っており、厨房内機器の更新等を含め、指摘事項に対する改善状況を書面により確認しております。

特に改善が必要な施設は、複数回の立入りを行い、指導を重ねることで、着実な改善を図り、衛生管理の徹底に努めているところです。

次に、スポーツ施設に関する御質問にお答えします。

まず、テニスコートの維持・管理による文化の継承等についてのお尋ねですが、これまで、施設が安定して利用できるよう維持・管理に努めてきたことにより、区民の健康づくりを始め、仲間同士の交流やストレス解消等につながってきたものと考えております。

一方で、早朝の周辺美化活動にボランティアとして御協力いただいた団体に時間外利用を認めるといった不適切な運用等もあったことから、是正に努めてきたところです。

引き続き、適切な維持・管理に努めてまいります。

また、竹早テニスコートの規模につきましては、中間のまとめで示した五面維持について、賛否も含め、様々な意見が出されております。こうした区民の声も踏まえながら考えてまいります。

また、パラスポーツにも対応した設備等についてのお尋ねですが、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の一つである、「誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり」は重要と認識しており、引き続き、必要な環境整備に取り組んでまいります。

次に、スポーツ施設の利用規約等についてのお尋ねですが、テニスコートの利用者全員の本人確認を実施して以降、「予約が取りやすくなった」という御意見がある一方、「文京区でも区外利用者を認めてほしい」といった御意見も頂いているところです。

今後も、テニスコート利用者のニーズの把握に努めるとともに、利用状況の推移を注視してまいります。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備についてのお尋ねですが、昨年一月に基本計画の中間のまとめを公表して以来、多くの御意見を頂き、十月より区民ミーティングを行ってまいりました。

これまでに様々な立場の皆様から頂いた御意見・御要望、課題の中には、更に十分な調査や検証を行った上で、丁寧な説明が必要なものがあると認識しております。

そのため、来月に予定していた区民ミーティングについては一旦見送ることとし、課題等について改めて整理してまいりたいと考えております。

次に、環境対策に関する御質問にお答えします。

まず、シビックセンターにおける再生可能エネルギー100%電力への切替えの進捗状況についてのお尋ねですが、シビックセンターにおいては、令和四年十月から再生可能エネルギー100%電力を導入しており、来年度以降も継続してまいります。

次に、脱炭素プラットフォーム事業についてのお尋ねですが、本事業には、区内の大規模事業所六社と、エネルギー事業者である東京電力及び東京ガスが参加しております。

本事業は、脱炭素の取組に対する意識を醸成することを目的としており、削減目標は掲げておりませんが、都の環境確保条例に基づき、大規模事業所に課せられる二酸化炭素削減義務を果たすこと及び区が現在見直しを行っている地球温暖化対策地域推進計画に基づく削減目標を達成することが、参加事業者の目標になるものと捉えております。

また、区内大学との連携については、各大学が実施しているサステナビリティに関する取組を紹介するための意見交換会を開催しており、

本年度は、十一大学の参加だけでなくプラットフォーム参加事業者も加わるなど、各大学間での連携が深まるとともに、民間事業者との交流も進んでおります。

次に、地球温暖化対策地域推進計画に基づく区民の取組への具体的な提起についてのお尋ねですが、民生家庭部門への対策として、来年度より、本区の全世帯のうち約八割が居住する集合住宅について、共用部におけるLED照明器具の設置費助成を新たに実施するほか、家庭での省エネルギー行動を促進するわが家の省エネチャレンジ事業を更に充実させてまいります。

また、区民の行動変容につながるよう、クールアースフェアの出席団体を増やすなど、環境関連イベントを拡充するとともに、環境関連以外のイベントにも幅広く出展し、環境に関心が低い層への認知度の向上を図ることで、脱炭素の重要性への理解を深める取組を進めてまいります。

次に、プラスチック分別回収についてのお尋ねですが、現在、多くの皆様に協力していただけるよう、説明会を開催しており、プラスチックのリサイクルの流れや分別回収実施による効果など、事業の目的や意義を丁寧に説明しているところです。

また、事業開始後も、町会等の要望に応じ、個別に説明する機会を設けるなど、継続的な周知を図ってまいります。

なお、回収に関わる人員や作業内容等については、日々の回収想定量や作業範囲、時間的制約などを踏まえ、事業者と適切に協議を行っており、今後も、清掃事業に支障のないよう、体制の確保に努めてまいります。

次に、コンポスト容器の補助についてのお尋ねですが、区では、令和四年度から、家庭から排出される生ごみの減量化及びリサイクルの

推進を図るため、生ごみ処理機等の購入費への補助事業を実施しております。

本事業は好評であることから、本年度は、昨年度と比べ、予算を五倍に増額して対応しております。

引き続き、可燃ごみの約三分の一を占める生ごみの発生抑制を進めてまいります。

最後に、区の観光についての御質問にお答えします。

まず、祭り等を歴史と文化を紹介する観光の柱に取り入れることに関するお尋ねですが、地域の行事や伝統文化等を含めた無形文化財についても、本区の歴史や文化として多面的に紹介することは重要であると考えており、観光事業や観光ガイドブック等を通じて、区の魅力を広く発信してまいります。

また、森鷗外の旧居については、引き続き、森鷗外の顕彰を継続する中で、森鷗外記念館及び周辺施設との具体的な連携方法について、検討を行ってまいります。

なお、新たに作成する観光PR動画は、花の五大まつり等、本区の魅力がより伝わる内容を予定しておりますが、議員御提案の個別の祭りや文化については、実施時期等を踏まえ、参考にしてまいります。なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、文京区平和特派員事業についてのお尋ねですが、本事業に参加した代表生徒が、学んだことを各学校の行事等において、工夫を凝らし、他の生徒へ還元しております。

また、希望者全員を参加させてはどうかという御提案につきましては、引率者の確保や経費負担の在り方だけでなく、受入れ側施設のキャパシティや対応者等の課題もあるため、困難であると考えております。

次に、小一の壁への対応についてのお尋ねですが、本区においては、児童の安全確保や教職員の負担の観点から、始業時間に合わせて登校していただくよう保護者をお願いしているところです。

また、朝の子どもの居場所については、子育て世帯の働き方を社会全体の課題として捉えることが必要であると認識しております。

今後も、他自治体の取組等を研究してまいります。

次に、アクティ及び育成室での補食の提供に関するお尋ねですが、育成室待機児童解消加速化プランの下、アクティについて、平日の実施時間を順次十八時三十分まで延長しており、延長した一部のアクティにおいて、試行による補食の提供事業を令和七年度より開始いたします。

また、近年の物価高騰については認識しておりますが、育成室の父母会が主体となって提供している補食に対して区として補助を行うことは、育成室に入室していない児童との公平性の観点から、考えておりません。

今後も、社会情勢の様々な変化等も考慮しながら、より良い事業となるよう努めてまいります。

次に、学校給食の残菜についてのお尋ねですが、コンポストについては、以前、一部の学校で導入した例がありますが、設備の維持管理に課題があるため、改めて導入する考えはございません。

今後の給食残菜対策としては、他自治体の取組事例も参考にしながら、飼料化等の食品リサイクルについて検討を進めてまいります。

次に、歴史的建造物の保護に関する幾つかの御質問にお答えいたします。

まず、諸井家住宅の歴史的価値についてですが、平成二十一年に東京都教育委員会が発行した東京都近代和風建築総合調査報告書に掲載されており、その歴史的背景等も踏まえ、貴重なものと認識しております。

所有者の方には、区の文化財保護等の事業に御理解と御協力を頂いており、今年度、区教育委員会において、記録保存のための調査を行うとともに、所有者が保管されていた生活用具の一部について、ふるさと歴史館に寄贈していただいております。

次に、建造物に関する文化財保護施策についてですが、文化財の保護については、国、都及び区において文化財の指定・登録制度を設けており、維持管理に要する経費の補助を始めとする支援を行っております。

文化財の指定登録の要件については、各種法令等に規定されており、該当する建造物等の所有者から相談があった場合のほか、機会を捉えて所有者に情報提供を行っております。

最後に、文化財保護に関する区の責務と課題についてですが、文京区文化財保護条例において、区の責務は、「文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを深く認識し、文化財の保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない」とされております。

一方で、同条例において、教育委員会の責務として、「この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない」と

されております。

文化財保護行政においては、所有者の財産権との調整が課題であると認識しており、所有者の意向が大前提になります。

そのため、今後とも、所有者からの相談や所有者への情報提供を通じて、文化財保護制度の活用を促し、保護に努めてまいります。

〔浅田保雄議員「議長、二十九番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 二十九番浅田保雄議員。

○浅田保雄議員 自席より発言をお許しく下さい。

区長、教育長、御答弁ありがとうございます。

一点だけ、私がこの地域で活動していて、あるいは議会での様々な声を聞く中で、私は今でも地域で人と人とのつながりというのが本当に必要になってきていると感じています。

ただ、一方で、区民同士が対立したり、あるいは言い争いになったり、あるいは分断されているという事態も私は今起こっているのではないかと感じています。そうしたことをやっぱりどう無くしていくのか、あるいはお互いがお互いをどう理解していくのかということが、今本場に私は問われているのではないかと感じています。

この課題等を含めて、今後、各委員会で議論してまいりますので、よろしく願います。

本日はありがとうございます。

○議長（白石英行） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時休憩

午後三時十分再開

○議長（白石英行） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔松丸昌史議員「議長、二十五番」と発言を求む。〕

○議長(白石英行) 二十五番松丸昌史議員。

〔松丸昌史議員登壇〕

○松丸昌史議員 公明党文京区議団の松丸昌史です。公明党文京区議団を代表して、九項目について質問をさせていただきます。

区長、教育長の御答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、令和七年度予算編成についてお伺いいたします。

令和七年度予算の予算規模は、一般会計において過去最大の千四百七十億円となり、前年度に比べ一五・三%増となりました。

国や東京都においても、令和七年度予算は過去最大の予算規模になるようですが、その背景はどのような要因と考えられるのか、お伺いをいたします。

また、本区においては、特別区民税の課税所得水準の堅調な推移と納税義務者数の増加等によるものと、特別区交付金の大幅な増収を見込まれておりますが、この傾向はいつぐらいまで続くと思定されているのか、お伺いをいたします。

一方で、歳入の不足額を補填するために、財政調整基金繰入金を七十六億円に見込まれました。令和七年度末の見込額が当初予算において百二億円となり、適正額とされる二百億円を大幅に下回ることであります。最終二月補正で積み立てられることと思いますが、基金残高が年々減少しているのも実情かと思えます。

今後の財政運営をどのようにお考えなのか、その認識を含め、お伺いをいたします。

また、令和七年度予算編成において、従来の枠配分方式を見直し、新たに上限としての機能を持たせない一般財源各部枠を設け、部内での議論を活発に行い、各部が主体的・自律的に予算編成を行いました

が、その成果と課題についてお伺いをいたします。

組織編制につきましては、来年度より新たに、企画政策部に用地・施設マネジメント担当課長が新設をされます。文京区という、それほど広くない限られた土地の中で、公有地・民有地を含め、土地の活用や施設のマネジメントはとても重要であり、大いに期待するところであります。

この新設される課長において、具体的にどのような仕事を担っていくのか、土地の売買まで踏み込んでいくのか、お伺いをいたします。

用地・施設マネジメント担当課長にあつては、新しい発想と情報の収集が大切かと思われまます。銀行や不動産業などの民間の情報も積極的に取り入れていくべきだと思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、中小企業の価格転嫁への支援強化についてお伺いいたします。二〇二四年春闘では、大手企業では約三十年ぶりの水準となる高い賃上げが実現をいたしました。今後、中小企業への賃上げをどうやって勢いを付けられるかが大切であります。その鍵となるのが、中小企業の価格転嫁であります。

中小企業は立場が弱い下請が多いため、価格転嫁は容易ではないと言われております。中小企業庁の調査では、「価格転嫁の状況は改善はしているが、転嫁できない企業との二極化が進んでいる」と分析しています。

一月四日付の読売新聞における経済三団体トップ座談会の中で、経済三団体は、取引適正化を訴えるパートナーシップ構築宣言の推進を呼び掛けており、日本経済団体連合会の憲法ともいえる企業行動憲章を改定し、宣言の遵守を盛り込むなど、価格転嫁の取組を進めていると述べており、その中でも、小林健日本商工会議所会頭は、「中小企業でも賃上げは広がっている。ただ、賃上げした企業の約六割は人手

不足を回避するための賃上げだ。収益を伴わない防衛的な賃上げになっている。企業間の価格転嫁に加え、消費者に価格転嫁を認めてもらうことも大切だ。消費者のデフレマインドを払拭し、良い製品やサービスには相応の値段が付くことを理解してほしい。その値段を払うことで経済の好循環につながり、自身の賃上げが上昇することを強調したい」と述べられております。

経済産業省は、中小企業の価格転嫁を後押しするため、下請中小企業振興法の改正法案を今国会に提出し、事業者に対する国の指導権限を強化するほか、自治体が率先して価格転嫁を促すように、中小企業振興の責務を明確にする。

さらに、改正法案では、価格転嫁の取組が不十分で、指導や助言をしても改善が見られない事業者に対しては、事業を所管する大臣が具体的な改善策を要求できる勸奨の規定を新設する。

自治体が積極的に中小企業の価格転嫁を進めるため、国と連携して中小企業の振興に必要な施策を推進することを新たな規定として盛り込み、さらに、事業者の上下関係を思わせる用語を見直し、下請事業者を中小受託事業者とし、発注側は委託事業者に改める。

下請法でも同様の改正を行い、法律名も変更する。法適用の範囲を拡大する。

現行は資本金を基準としているが、従業員数も基準に追加をする。

また、国が認定した事業計画に金融支援を行う振興事業計画の対象も広げる。現在は直接の取引先同士で定めた計画に限っておりますが、取引先が異なる三社以上の計画も対象に含めて価格交渉を進めやすくする。

政府は、約二十年ぶりとなる下請法改正と併せ、下請中小企業振興法を改正し、価格転嫁に向けた環境整備を進めていきます。

雇用の七割を占める中小企業の賃上げ上昇をどう図るか、日本経済を拡大する上で、その最大のポイントは価格転嫁であります。

今後、本区としても、中小企業の価格転嫁へ向け、支援強化を積極的に進めていくべきと考えますが、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

さらに、中小企業支援に欠かせないのが、生産性向上への支援です。公明党の推進で、二〇二四年度補正予算では、ものづくり補助金やＩＴ導入補助金が拡充をされ、二〇二五年度予算案では、技術やサービスの高度化を図るための支援策も強化されます。

一層の活用を促し、中小企業の稼ぐ力を高めることが必要であります。本区の取組をお伺いいたします。

また、中小企業への支援強化として、品川区では、中小企業支援サイトを開設し、きめ細かな情報を提供し、中小企業への支援を行っております。

本区においては、文京区商店街連合会との文京ソコヂカラのサイトを開設し、飲食店などを広く紹介し、好評を得ておりますが、今後、品川区のような中小企業支援のサイトを開設するなどして積極的なサポートを行うべきであると思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、高齢者の終身サポート支援についてお伺いいたします。

日本は、二〇〇七年から超高齢社会に突入しております。今年は団塊の世代の全員が七十五歳以上になり、総人口の約五人に一人が後期高齢者となります。

人生百年時代と言われる中、高齢になっても元気で生き生きと暮らせるように、そして、健康上の問題なく日常生活を送れるよう、健康寿命の延伸を図っていくことはとても大切かと思われまます。

健康寿命は、厚生労働省が三年ごとに調査しており、昨年末に公表

された最新の推計値では、二〇二二年時点で、男性が七十二・五七歳、女性は七十五・四五歳でした。二〇〇一年時点と比べると、男性は三・一七歳、女性は二・八歳延びており、医療技術の進歩とともに、国民の健康づくりへの意識の向上が主な原因かと思われます。

重要なのは、平均寿命の伸びを上回って健康寿命を延ばし、寝たきりや要介護状態といった、日常生活に支障がある期間をできるだけ短くしていくかと思われます。

本区としても、高齢者の社会参加やフレイル予防などの事業展開をしておりますが、更に力を入れていくべきと思われますが、その認識と今後の取組についてお伺いをいたします。

また、来年度の重点施策に、文京区健康アプリを用いて健康寿命を延伸する事業が掲げられておりました。我が会派も提案してきた事業であり、とても期待するところであります。

どのように事業を展開していくのか、お伺いいたします。

また、頼れる身寄りがいない単身の高齢者が増えていることを背景に、家族に代わって身元保証や死後事務などを行う高齢者等終身サポート事業の需要が高まっております。

本区としては、文京区ユアストーリーを実施しておりますが、その実績と課題についてお伺いをいたします。

近年、この高齢者等終身サポート事業をめぐり、全国の消費生活センターなどに寄せられる相談件数が急増しているという報道がありました。二〇二三年度の相談件数は三百五十四件で、この十年で約四倍になったそうであります。

サービス内容や料金などを理解できないまま契約をしてしまったなどの契約時のトラブル、契約に含まれているはずのサービスの提供がなかったなどのサービス利用時のトラブル、解約時の返金に関するト

ラブルなどの相談が多いそうであります。

本区にこのような声が寄せられていないのか、また、そのようなときにどのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

次に、災害対策と防犯対策の強化についてお伺いいたします。

昨年一月の能登半島地震を受け、本区では、災害対策の強化に向けて緊急防災対策事業を実施しましたが、現状やこれまでの成果をお伺いいたします。

国の二〇二四年度補正予算では、能登半島地震での教訓を受け、避難所環境改善への予算が計上されました。

具体的には、避難所となる学校体育館へのエアコン整備の新交付金が計上され、地域防災緊急整備型の交付金として、段ボールベッドや簡易トイレなどの自治体による整備を支援する予算も計上されております。

また、東京都でも、避難所の環境整備に取り組む市区町村への財政支援を令和七年度の予算に計上することも報道をされました。

こうした交付金等を活用して、本区での更なる避難所の環境改善に取り組む必要があると考えますが、区の見解をお伺いいたします。

一方、本区では、在宅避難をされている方への支援に取り組んでいますが、避難所から配付される物資等が円滑に在宅避難をされている方にも届くように準備をしておくべきと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

次に、防犯対策についてお伺いいたします。

公表された東京都の令和七年度予算案には、更なる防犯対策の強化に向けて、個人住宅の防犯カメラやカメラ付きインターホンなどの機器購入費の二分の一を二万円まで補助する予算が計上されております。首都圏で続いている強盗犯罪事件に対しての地域住民の防犯力向上、

防犯意識の向上につながるものと考えます。実施主体は市区町村で、補助率は十分の十となっています。

本区でも、防犯対策の強化に向けて同事業を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。区の見解をお伺いいたします。

次に、外国人との共生社会についてお伺いいたします。

二〇二五年一月一日現在の文京区の人口総数二十三万五千三百四十五人で、うち外国人の住民は一万五千九百二十三人で、人口比率は約七%になります。

二〇二〇年一月一日の人口と比較すると、総数は二十二万六千四百四人、うち外国人住民は一万千六百三十五人で、総数の伸び率は約四%で、外国人住民の伸び率は約三六%になります。増えた人口総数の約四六%を外国人住民が占めております。

二〇一九年六月の本会議一般質問でも、十年前の人口と比較したとき、外国住民の増加率が大変に大きいことを指摘し、外国人との共生社会を目指した提案もしました。

これらの数字上から言えるのは、外国人住民の増加率が引き続き大きいことと、人口増加総数に占める外国人の比率が大きくなっているということでもあります。

文京区では、「文の京」総合戦略の中でも、多文化共生社会を目指すことと明記していますが、我が会派に寄せられるお声では、外国人とのトラブルを心配する意見が断続的に続いており、昨年十一月定例議会での本会議一般質問でも取り上げ、多文化共生社会構築に向けた提案もいたしました。

最近では、特に中国人住民が急増しているようであり、現在の外国人住民の出身国別の人数をお伺いいたします。

こうした中、先日、文京区日本中国友好協会の会長からも、我が会

派に心配の言葉が寄せられ、できることがあればお手伝いしたいとの申出もありました。

まず早急に手を打つべきは、区立小学校での対応強化と考えます。日本語ができないまま転入する児童も多く、教育委員会としても日本語指導協力を配置してきましたが、成り手不足の状況ともお伺いいたしました。実態をお伺いをいたします。

また、実際に指導していただいている協力員からの御意見では、児童への個別指導のため、個別の資料作成が必要であることや、児童の急な欠席により仕事がキャンセルになることなど、課題も出てきているようであります。

こうした課題解決も必要と考えますが、区の見解をお伺いいたします。

文京区日本中国友好協会などの民間団体や、区内大学に通う留学生などに協力を要請することも有効かと思いますが、いかがでしょうか。区の見解をお伺いいたします。

次に、こうした外国人児童の保護者への対応についてです。

我が会派からも、これまで、外国人住民向け相談窓口の設置など、先進自治体の取組を提案してきました。

三重県桑名市では、昨年六月から外国人支援コンシェルジュを市役所に置き多言語で相談できる体制を作り、利用者も千人を超えるなど、好評とのことでした。

転入して間もない外国人にはオリエンテーションを実施、ごみ分別や防災、日本語教室など、生活するために必要な情報を伝えています。

今後、具体的な取組について、区の見解をお伺いいたします。

次に、発達障害の早期発見に向けた五歳児健診の導入についてお伺いいたします。

脳の機能に原因があるとされる発達障害は、自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如、多動症等の総称です。集団行動になじめなかつたり、不登校やひきこもりにつながることもあります。

小学校入学前の早い段階で発達障害を把握して適切な支援を受けるには、乳幼児健診が重要となります。ただ、区に義務付けられているのは、一歳半と三歳を対象にした健診だけです。

しかし、三歳までに発達障害の有無を判断することは難しいとされているので、五歳児健診を独自に実施する自治体があります。

この時期は、言葉の理解度や社会性が発達することから、こだわりが強い、協調性が低いといった感情や行動の傾向を見ることで、発達障害を発見しやすいと言われております。

現在でも、国も健診費用の一部を補助しております。

こども家庭庁は、本年度から、発達障害の可能性を見極めるのに有効な五歳児健診の普及に乗り出すと報じられております。早期に障害がある子どもを支援し、症状の改善につなげるのが狙いで、健診に必要な医師らを確保する費用や研修費を自治体に補助し、一四％にとどまる実施率を二〇二八年度までに一〇〇％にすることを目指しております。

小児神経科医でもある鳥取県倉吉保健所の小倉加恵子所長は、「五歳児健診は、子どもの状態に応じた支援の必要性を保護者が捉え、就学後に本人が学校に適応していくためにも重要である。地域で発達障害がある子どもを支援する体制を作るためにも、制度を定着させる意義は大きい」と指摘されております。

全国的な普及に向け、こども家庭庁が健診を行っていない自治体に聞き取りをしたところ、「医師が確保できない」「発達障害児の支援体制の整備が難しい」といった声が寄せられました。

このため、同庁は、本年度から、医師の派遣に必要な費用のほか、発達障害児をサポートする保健師、心理士向けの研修費を補助する、五歳児健診を行う自治体への補助額についても、一人当たり三千元から五千元に引き上げるなどの支援も行います。

本区においても、様々な課題を整理しながら、五歳児健診の役割の大きさを鑑み、早期に導入すべきではないでしょうか。他区の状況と区の見解をお伺いいたします。

次に、HPVワクチンについて二点お伺いいたします。

一点目は、ワクチン誤情報が拡散されていることに対し、正しい情報の周知をしてほしいと提案をいたします。

公費対象者に該当する世代が多く目になっているSNSに誤った情報が投稿されており、例えば、「打つと不妊になる」「予防効果は証明されていない」といったもので、前者はエビデンスは全く報告されていないし、後者は、予防効果があることが厚生労働省のホームページにも掲載済みであります。

こういった情報が間違いであることや、正しい情報を集めて、対象者に届く周知方法で届けてほしいと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

二点目は、キャッチアップ制度が令和六年度で終了になるので、最終期限を迎える高校一年生と、十七歳から二十七歳に対する周知をしつかりやってほしいということであります。

今年度はキャッチアップ制度が終了します。十六歳、高校一年生と、キャッチアップ接種対象者である今年度十七歳、高校二年生から二十歳に該当する方が、来年三月末までで公費接種の期限を迎えます。

特に周知していただきたいことは、令和七年三月末までに初回を接種することができれば、令和七年四月以降の一年間で二回目、三回目

を公費接種することができ、経過措置の対象となることを知らせてほしいと思います。

公費の対象が外れると、実質三回完了まで十萬円の費用負担が掛かります。期限を迎える対象者へ、是非丁寧な周知をしていただきたいのですが、区の見解をお伺いいたします。

次に、带状疱疹ワクチン定期接種に伴う取組についてお伺いいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうにかかったことがある人がなる病気で、体の片側に強い痛みと発疹を伴い、八十歳までに約三人に一人が罹患すると言われています。

さらに、五十歳以上は带状疱疹の発症率が高くなる傾向があり、高齢者のみならず、働く世代の支援につながると訴え、本区もその重要性を理解していただき、他の自治体に先駆け、ワクチン助成がスタートしています。

昨年は、生ワクチンに加え、不活化ワクチンにも半額助成を導入されています。

令和七年度から定期接種化される可能性もあっておりますが、定期接種の対象以外の五十歳以上の方にも、今までどおりの助成を希望いたします。また、助成額についても、現在と同じように、共にワクチン接種単価の半額の助成を希望いたします。本区の見解についてお伺いいたします。

最後に、子どもの権利擁護の更なる取組についてお伺いいたします。本年四月の開設まで二か月を切った区児童相談所、これは、区内の子どもたちに寄り添い、その安全と福祉を確保するための大きな一歩であり、大変期待しております。

区児童相談所の設置に伴い、子どもたち一人一人の意見が尊重され、

その権利がより適切に守られる仕組みを構築していくことが、これからはますます重要になると考えます。

そのためには、子どもの最善の利益を確保するための支援体制や調査体制の強化も必要であります。

そこでお伺いいたします。児童相談所の開設に当たり、文京区として、子どもの権利擁護のためにどのような取組を進めているのか、お伺いをいたします。

以上で質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 松丸議員の御質問にお答えいたします。

最初に、令和七年度予算編成に関する御質問にお答えします。

まず、令和七年度予算の規模についてのお尋ねですが、歳入においては、課税所得水準の堅調な推移等により、特別区税について、過去最大となる約四百三十四億七百万円を見込むとともに、特別区交付金についても、普通交付金の大幅な増収が見込まれるため、同様に、過去最大となる二百七十七億円を見込んでおります。

これら歳入の根幹を占める予算が増加する中、歳出においても、五十八事業の重点施策を中心に、区政課題の解決につながる事業を的確に予算に反映するとともに、物価高騰対策に要する経費や扶助費及び人件費等の義務的経費を計上した結果、過去最大規模となる千四百七十億円の当初予算案となっております。

次に、特別区税等における今後の傾向についてのお尋ねですが、特別区税については納税義務者数の増加など、特別区交付金については

企業業績や地価の上昇など、それぞれ複数の要因が関与しながら成り立っているものと認識しております。

その上で、近年の状況を踏まえると、当面の間、歳入実績は堅調に推移していくことが見込まれますが、一方で、不合理な税制改正は特別区の財政に大きな影響を与えております。

さらに、首都直下地震の備えなどに対する財政需要の規模が拡大していることから、区財政の先行きは楽観視できない状況にあるとも認識しております。

また、「文の京」総合戦略でお示しした財政調整基金の年度末残高については、標準財政規模の約三〇％相当を目安としているため、総基金残高の減少傾向は注視すべき課題と認識しております。

引き続き、効率的な予算執行に努めるとともに、特定財源の確保や特別区債の積極的な活用も図りながら、その維持に努めてまいります。次に、予算編成手法についてのお尋ねですが、令和七年度予算編成においては、新たに一般財源各部枠の概念を取り入れ、各部による主体的・自律的な予算編成をより一層推進してまいりました。

この取組が、積極的な事業の見直しや特定財源の獲得につながっていると分析しており、五十八事業の重点施策を始めとして、これまで以上に充実した内容の予算編成となっております。

しかしながら、基金残高の減少傾向を踏まえ、区の財政収支などに對する職員の意識醸成については、引き続き取り組むべき課題と捉えており、研修等を通じて、その前提となる知識の向上に努めてまいります。

次に、組織改正についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、公共施設や用地等の活用は非常に重要であると認識しており、来年度より、新たに組織を設置することといたしま

した。

本組織においては、土地活用の必要性を広く発信し、折衝を含めた土地所有者等との信頼関係を構築するとともに、民間団体との情報共有も積極的に行ってまいります。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき、区民サービスの安定的な提供及び財政負担の平準化等を踏まえた、公共施設の計画的な改築、有効活用等に取り組んでまいります。

新たな組織の設置により、庁内横断的な公共施設のマネジメントを一層推進するとともに、公有地に限らず、民有地の活用も含めた様々な対応策を機動的に検討することのできる体制を確保してまいります。次に、中小企業支援に関する御質問にお答えします。

まず、価格転嫁や生産性向上への支援についてのお尋ねですが、本区では、昨年十二月から、区ホームページにおいて、価格転嫁に関する国の専門相談窓口や価格交渉に役立つツールを紹介するなど、適正な価格転嫁に向けた支援に関する情報提供を行い、価格交渉に向けた中小企業の取組を支援しております。

また、本年三月には、価格転嫁をテーマとした中小企業向けセミナーを開催する予定です。

原材料費等が上昇する中、中小企業が物価上昇を上回る賃上げの原資を確保するためには、価格転嫁を含む取引の適正化が極めて重要と認識しており、国の動向等を注視しながら、引き続き必要な支援を検討してまいります。

さらに、物価高騰への対応及び価格転嫁には、生産性の向上等を通じた経営基盤の強化が不可欠です。

区では、これまでも、持続可能性向上支援補助や各種認証取得費補助等により、中小企業の実産性の向上や省エネ化、価格交渉力強化の

ための取組を継続して支援してまいりました。

来年度は補助件数の拡充を予定しており、経営基盤強化の支援に一層取り組んでまいります。

次に、中小企業支援専用サイトの開設についてのお尋ねですが、現在、中小企業向け支援策については、区報やホームページ、産業情報誌「ビガー」等への掲載に加え、事業者向けのサポートブックの配付、経営相談や中小企業支援員の訪問相談における個別周知、さらには、産業団体や企業へのダイレクトメールを通じて、情報を発信しております。

引き続き、区内企業への効果的な情報発信に努めるとともに、議員御指摘の中小企業向けの総合専用サイトの開設については、他区の事例や活用状況を参考に、今後研究してまいります。

次に、高齢者支援等に関する御質問にお答えします。

まず、高齢者の社会参加やフレイル予防等についてのお尋ねですが、区では、高齢者クラブの活動支援を始め、ボランティア活動などの社会参加を推進するための講座や、シルバー人材センターとの連携による介護施設就業体験セミナーなど、様々な事業を実施しているところとです。

社会参加は、運動や栄養と並んで、フレイル予防のための重要な要素であり、東京大学高齢社会総合研究機構と協定を結び、これまでもフレイルチェックの実施やサポーターの養成を着実に進めてまいりました。

今後とも、様々な講座や周知啓発を通して、高齢者の社会参加とフレイル予防に一層力を入れていくとともに、東京大学グローバルナースィングリサーチセンターの協力も得て、区民の健康寿命の延伸に努めてまいります。

次に、文京区健康アプリについてのお尋ねですが、本アプリは、区民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的に、様々な年代の方が簡単に利用できるような作成するものです。

身体活動量を増やすため、おおむね十八歳から六十四歳までの方には、集団での対面指導を併用して運動習慣の定着を図ることで、六十歳以上の高齢者世代には、ウォーキング等の運動を習慣化し、フレイル予防への関心を高めていただくことで、区民の主体的な健康づくりを支援してまいります。

今後、健康への関心が低い方も含めた全ての区民に、区報や各種事業等の機会を捉え、アプリの周知と活用を呼び掛けてまいります。

また、設定目標を達成した方にはグッズを配付する等、アプリ活用の魅力を高める工夫により、実効性と継続性を持たせ、運動習慣の定着や身体活動量の増加につながるよう取り組んでまいります。

次に、文京ユアストリーについてのお尋ねですが、本事業の実績は、令和四年度二十二件、五年度二十九件、本年度は十二月末現在三十件と年々増加しておりますが、利用者の判断能力の低下により、成年後見制度や介護保険制度の利用に迅速に移行できないことが課題であると考えております。

今後とも、事業の周知及び関係機関との連携強化に取り組むとともに、利用者へ丁寧の説明することにより、利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう努めてまいります。

次に、高齢者等終身サポート事業に係る相談についてのお尋ねですが、本年度は、消費生活センターに、事業者に対する信頼性についての相談が二件ありました。

相談を受けた際には、御自身の希望を整理した上で、サービス内容や料金体系、解約条件等を確認し、しっかりと事業者に伝えることや、

その場で契約せず、周囲の人に相談するなど、十分に検討するよう御案内しております。

今後とも、出前講座やくらしのパートナー等を活用した注意喚起を行ってまいります。

次に、災害対策に関する御質問にお答えします。

まず、緊急防災対策事業についてのお尋ねですが、区では、首都直下地震などの大規模災害の発生に備え、改めて、区民一人一人の防災リテラシーの向上とともに、在宅避難の推進や地域防災力の向上を図るため、緊急防災対策事業を実施しております。

防災用品配布事業では、文の京そなえて安心BOKを全戸配付し、九万三千を超える世帯から防災用品の申込みを頂き、申込率は約七二%となっております。

同封したアンケートの結果では、本事業により、在宅避難についての認知度向上が見られるなど、大きな成果が得られたものと考えております。

また、災害時のトイレ対策セミナーでは、区内のマンション管理組合等から百四十九団体、百七十七人の参加があり、アンケートでは、八割を超える方から「セミナーの内容が役に立った」との回答を頂いております。

さらに、防災資機材購入費用助成については、一月末時点で三十一件の申請があり、区民防災組織やマンション管理組合の防災活動に活用いただいております。

これらのことから、緊急防災対策事業については、高い啓発効果が得られたものと考えております。

次に、避難所の環境改善についてのお尋ねですが、現在、区では、避難所環境の改善・充実を地域防災計画の重点項目の一つに掲げ、全

ての避難者が可能な限り日常に近い生活を送ることができるよう、必要な備蓄資機材の充実に取り組んでおります。

また、本年度の国の補正予算では、避難所での快適なトイレ環境や温かい食事の提供など、避難所生活の改善に向けた交付金が決定されており、都においても、来年度に同様の財政支援が行われるものと聞いております。

区としても、これらの交付金等を積極的に活用し、引き続き、避難所環境の充実に努めてまいります。

なお、学校体育館空調設備の新たな交付金は、設備の新設が要件となっており、機器の更新の場合は対象にならないものと認識しております。

次に、在宅避難者の支援についてのお尋ねですが、本区の地域防災計画では、避難所受付カードにより、在宅避難者を含む避難所外避難者の物資の配給要望を把握し、避難所を拠点として提供することとしておりますが、在宅避難を推進する中で、避難所外避難者への支援の必要性が高まっているものと認識しております。

今後、避難所運営ガイドラインの改訂等の機会を捉え、物資の備蓄や配給等の在り方について検討してまいります。

次に、防犯対策の強化についての御質問にお答えします。

区民が安心して暮らすことができるよう、区では、自動通話録音機の無償貸出しや「文の京」安心・防災メールの配信、機動的な青色防犯パトロール活動を行ってまいりました。

また、本年度より新たに、防犯力向上セミナーを区内四警察署と合同で開催し、御家庭での防犯対策などの周知啓発に努めているところです。

これらの活動を継続して行い、日々巧妙化する犯罪手口とその対策

等についての情報提供を積極的に行ってまいります。

あわせて、個人住宅の防犯対策の強化も重要な取組であることから、防犯カメラ等の機器購入費の補助事業について、都の補助内容を踏まえ、実施に向けて検討してまいります。

次に、外国人との共生社会に関する御質問にお答えします。

まず、外国人人口についてのお尋ねですが、令和七年一月一日現在、本区において五百人以上の住民登録がある国・地域は、人口の多い順に、中国八千六百六十六人、韓国千六百五十七人、ミャンマー七百三十六人、台湾六百九十二人、ベトナム六百二人となっております。

次に、外国人住民に対する区の取組についてのお尋ねですが、区では、一部窓口に音声文字化・多言語翻訳機能を有する透明ディスプレイを設置しているほか、ごみと資源の排出について、外国の方にも分かりやすい指導・啓発につながるよう、来年度から、担当する職員が多言語対応の翻訳機を携帯することなどにより、様々な現場で生活に必要な支援が行えるよう取組を進めているところです。

また、一部の町会では、多文化共生の意識を醸成するためのチラシの作成や、外国人住民も参加しやすいよう配慮したイベントを実施するなど、取組も行われるようになっており、区としても、引き続き多文化共生の理解促進に努め、あらゆる方にとって暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

次に、五歳児健診の導入についての御質問にお答えします。

五歳児健診は、子どもの身体的・社会的発達状況や養育状況を就学前に確認し、適切な支援につなげるためにも重要であると認識しております。

現在、国の方針を踏まえて、実施体制の整備に向けた検討を行っており、対象者の選定方法や、経験豊富な小児科医や実施場所の確保、

健診後の支援体制の整備等が課題となっております。

国がモデルとしている他区への見学や、先行区への聞き取り調査を行ったところ、対象者の選定についても様々な方法があることから、本区における効果的な実施方法を検討しているところです。

また、受診後の支援体制も重要であり、今後、医師会や医療機関等と連携して、実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、HPVワクチンに関する御質問にお答えします。

まず、接種対象者への正しい情報の周知についてのお尋ねですが、区では、HPVワクチンについての正確な情報を分かりやすく記載した国のリーフレットや、都のポータルサイトへのリンクを区ホームページに掲載するとともに、定期接種対象者には、予診票にリーフレットを同封して個別送付する等の周知を実施しております。

また、昨年十二月には、啓発用チラシを作成し、区立小・中学校に通う対象者に配付したところです。

さらに、区内大病院と連携して、HPVワクチンに関するイベントや講演会を開催しております。

今後とも、子宮頸がんとHPVワクチンについての正しい理解が進むよう、周知に努めてまいります。

次に、HPVワクチンのキャッチアップ接種対象者等への周知についてのお尋ねですが、HPVワクチンについては、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象として、本年度末を終期とするキャッチアップ接種を三年間実施してまいりました。

国において、昨年の夏以降のワクチン限定出荷の状況等を踏まえて、キャッチアップ接種の対象者と、本年度が定期接種の最終年度である方を対象として、令和四年四月から本年三月末までに一回でも接種している場合、来年度中に公費で三回の接種を完了することができる経

過措置が昨年末に決定したところです。

このことについて、今後、対象者全員と、まだ一回も接種していない未接種者に個別通知するとともに、区報やホームページ、SNS、区内医療機関等での周知を速やかに実施してまいります。

次に、带状疱疹ワクチン定期接種化についての御質問にお答えします。

本区では、全国に先駆け、令和元年十月から任意接種の費用助成を開始しており、昨年度からは、対象年齢を発症率が高まる五十歳以上としたほか、対象ワクチン及び助成額も拡大して実施しております。

国においては、来年度から本ワクチンを予防接種法上のB類疾病に位置付け、六十五歳の方を対象とする定期接種とすることや、六十五歳を超える方についても、五年間のうちに接種の対象となる経過措置を設けること等が昨年十二月に決定したところです。

区では、定期接種化に向けた準備を進めるとともに、五十歳以上の定期接種対象外の方についても、任意接種費用助成を継続することとし、助成額についても、費用負担の更なる軽減を図ってまいります。

最後に、児童相談所の開設に伴う子どもの権利擁護の取組についての御質問にお答えします。

全ての子どもの権利を保障し、尊重するとともに、適切な養育を受け、心身の健やかな発達や自立を保障するために、適切な保護や配慮を行うことが重要であると認識しており、区では、これまで、子ども応援サポート室や子どもの最善の利益を守る法律専門相談など、様々な取組を進めてまいりました。

また、本年四月の区児童相談所開設により、児童の虐待防止支援体制を充実してまいります。

あわせて、子どもの意見表明や権利擁護のための支援が重要となる

ことを踏まえ、来年度から新たに、子どもの意見を代弁する子どもの意見表明等支援員と、子どもの権利侵害等の事実確認の照会・調査を行う子どもの権利擁護調査員を配置し、児童相談所等の関係機関とは利害関係のない独立した立場から、子どもの最善の利益を保障する実施体制と環境整備の両方を推進してまいります。

さらに、令和八年三月の(仮称)こどもの権利に関する条例の制定に向けて、こどもの権利推進リーダーの取組等を通じ、子ども本人の意見を聞きながら子どもの権利擁護を促進していく内容になるよう、準備を進めてまいります。

今後とも、子どもたちが安全・安心に育ち、学び、健やかに成長する環境づくりや社会の実現を目指し、必要な支援を強化してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長(白石英行) 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長(丹羽恵玲奈) 教育に関する御質問にお答えします。

日本語指導協力員の現状と課題についてのお尋ねですが、現在、学校より教育委員会に申請があった、日本語指導が必要な児童・生徒については、全ての児童・生徒に対し、日本語指導協力を派遣しております。

しかし、日本語指導協力員は長期的な雇用が難しく、常に募集を掛けなければならない状況にあります。

また、転入学してくる児童・生徒の母語に対応できる人材を確保していくことが課題と捉えており、人材の確保に向けて、区ホームページ等における募集や近隣大学への協力要請等に努めております。

次に、議員御指摘の課題の解決に向けては、既存の日本語指導教材の活用や、欠席時における事前連絡の徹底など、各学校への周知に努めてまいります。

また、現在、区内大学や文京区日本中国友好協会等に協力を頂いておりますが、今後は、公益財団法人アジア学生文化協会、公益財団法人日中友好会館日中学院とも連携を図り、児童・生徒の日本語をサポートする事業の実施を検討してまいります。

〔松丸昌史議員「議長、二十五番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 二十五番松丸昌史議員。

○松丸昌史議員 区長、教育長、丁寧な御答弁ありがとうございます。また。

今回、特に中小企業の価格転嫁ということを冒頭お話をさせていただきましたけれども、今まで、以前我々公明党としても、この中小企業対策に対しては、異業種交流であったりとか、また、産官学連携といった様々な提案をさせていただいて、今、区としても取り組んでおりますが、特に今回、この価格転嫁というのは、これは国を挙げて取り組まなくてはいけない最大の中小企業施策でもあります。

そういう意味からいくと、区として今後、国のそういった動向を見るだけではなくて、区としても積極的に、この価格転嫁へ向けて、安心して中小企業が区内の中で事業を展開できるように、今後努力をしていかなければいけないと我々も強く思っておりますので、今後、様々な意見に関しましては、各委員会におきまして同僚議員が述べさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（白石英行） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後四時二分休憩

午後四時十五分再開

○議長（白石英行） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔山本一仁議員「議長、三十二番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 三十二番山本一仁議員。

〔山本一仁議員登壇〕

○山本一仁議員 令和七年度文京区議会定例会に当たり、愛と勇気の結束を誇る文京永久の会を代表して、私、山本一仁が、区長に対し、新年度予算、若者支援、ICT化、災害対策、児童相談所、竹早公園、ごみの分別回収、中小企業振興条例、そしてネズミ対策と、合計九項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、令和七年度新年度予算の概要について伺います。日本の景気は回復基調が続くと見込まれ、二〇二四年度の実質GDP成長率は、対前年比プラス〇・六%、そして、二〇二五年度は対前年比プラス一・三%と予想されております。

実質賃金も、二〇二二年からマイナス傾向が続くものの、二〇二四年にはプラスに転じました。また、物価を継続的に上昇させる要因も鈍化をしていくと予想されております。

一方、原油や資源の価格の上昇、世界経済の鈍化、金融危機などの経済への衝撃、雇用情勢の悪化、実質個人所得の減少など、景気後退の要因も、今もなお懸念材料として存在しております。

二〇二五年度は、引き続き、春闘での賃上げ率の大きさ、それを受けての個人消費の動向が景気の先行きを左右するポイントになりそうです。

さて、本区における新年度予算についてですが、まずは、どのよう

な視点に立って予算を編成したのか、今回も前年度を上回る過去最大級の予算が組まれましたが、その主な要因は何か、また、予算を目的別に分けた場合、前年度より予算規模が上回った項目を、増加額の大きい順に三つお示しください。

次に、区民の若者支援について伺います。

この度、文京区では、より具体的かつ効果的な若者支援の施策を推進するため、十九歳から三十九歳の区民全員に対し、若者の生活と意識に関する調査として、若者七万人へ初めてのアンケート調査が実施されました。

若者に限らず、区民に対する意識調査は、区政を進める上で重要な基礎資料になり、区民ニーズを的確に把握するための大きな方策でもあります。

一方、アンケート調査の大きな問題点は、その回答率です。五年に一度実施される国勢調査においても分かるように、明らかに若年層より高齢者に対するアンケート調査ほどその回答率が高くなる傾向がある中で、今回、若者に対する調査の実施に至ったことは、率直に評価をさせていただくところです。

ひととき目立つ封筒、そしてQRコードによるネット回答方式など、回答率向上の工夫が随所になされております。調査項目は四十六に及び、その中身も多岐にわたり、至ってプライバシーに関わるものも数多く、また、具体的な意見や要望を求める項目もあり、基礎資料にする質問としては完璧なまでのものになっております。

調査に当たっては、実績のある大手の調査機関がその実施主体となっておりませんが、まずは、委託に要した費用は幾らなのか、また、委託に至った経緯は何だったのか、伺います。

費用対効果の観点からも、その回答率をいかにして高いものにする

か、内容以上に最も重要なポイントと考えます。

調査には回答期限を設けておりますが、回答期間の妥当性や期限後の対応についてはどのような考えをお持ちなのか、回答率向上に向けた方策を伺います。

また、セキュリティに関する対策についてもお聞かせください。

次に、ICT化によるリスクの改善策について伺います。

ICTは、今や私たちの生活に溶け込み、より快適に楽しく過ごすために欠かせないツールとなっています。

行政においても、業務の効率化と生産性の向上、情報の共有と組織力の強化、区民サービスの向上、また、議会においても、タブレット端末の活用や委員会の動画配信など、ICTは幅広い分野で格段に私たちの日常生活を豊かなものになりました。

本区においても、更なるデジタル社会の実現を目指すべく、自治体DXを推進し、行政サービスの改善や効率化に取り組んでいるところです。

しかしながら、情報通信技術が発展する一方で、そのデメリットもかねてから指摘されております。

例えば、情報漏えいやサイバー攻撃によるリスク、導入コストが高額になる可能性、また、デジタルスキルを持つ人材が不足する可能性の問題などです。

本区としては、このような問題に対し、どのような対策を講じているのか伺います。

また、昨今、個人情報に関する不適切な事務処理事例や誤送付などが頻繁に発生し、区民等へ大きな不安や失望感を与えております。

そうした個人情報を扱う部署においては、より一層のリスク対応策が求められると考えますが、事務処理マニュアルの整備や誤送付の再

発防止策について、区長の見解を伺います。

次に、災害関連死対策について伺います。

政府の地震調査委員会は、本年一月に、南海トラフ巨大地震が三十年以内に発生する確率を八〇%程度と発表いたしました。これは、二〇一八年に七〇%から八〇%の確率から引き上げられたものです。

また、本年は、阪神・淡路大震災から三十年が経過する年にもなります。

本区の災害対策としても、震災や風水害等、想定外をなくすべく、あらゆる対策を講じ、施策の推進と訓練の実施を行っており、とりわけ避難所の整備に関しては、生活環境の改善や場所の増設あるいは民間宿泊施設の確保など、可能な限り受入体制を充実しているところがあります。

その他、様々な視点から、災害対策を強化していく中で、昨今では、災害関連死の問題がクローズアップされるようになりました。災害関連死の概念は、阪神・淡路大震災において生まれた言葉で、その際に、厚生労働省が初めて公的に認め、災害弔慰金が支給されました。

その後、東日本大震災で、復興庁は、災害関連死の定義を見直し、支給対象者を拡大いたしました。

これらの経緯を踏まえて、より迅速な対応が必要と考えられた結果、災害との因果関係を認めるのは、国ではなく、各自治体が設置する機関が行うとされたことから、各自治体ではその動きが加速してまいりました。

そこで、本区においてはどうか、その取組状況と具体的な機関の名称や構成、また、特徴について伺います。

次に、児童相談所の開設について伺います。

平成二十八年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、「全て

の児童は、適切な養育を受け、健やかな成長と発達・自立等を保障される権利を有すること」が明確化されました。

また、特別区も児童相談所を設置することができることとなりました。本区においても、この法改正に合わせて設置の準備を進め、場所や規模、そしてマンパワーの確保に鋭意御尽力され、いよいよ本年四月に文京区児童相談所が開設する運びとなりました。

まずは、設置しなければならないではなく、設置することができるとの法改正の趣旨の中で、このように本区が率先して設置に着手したことに対し、改めて感謝をするとともに、区長の英断を高く評価するものです。

私は、過去に横須賀市の児童相談所を視察させていただいた際に、整備費や運営費といった費用の面で御苦労があったとお聞きをし、せっかく高い理念や使命感を持って始めた事業も、生みの苦しみに悩まされていた様子がとても印象に残りました。

本区でも他自治体の先進事例を研究されたことと存じますが、そうした経緯も踏まえて、今回、できる規定にもかかわらず、なぜ設置に踏み出したのか、まずは区長の御所見を伺います。

そして、当然、本区独自の事業になるわけですから、全ての費用は区の一般会計から拠出されることとなります。全体の予算額は幾らになるのか、予想される年間の経費もお示しいただき、あわせて、予算確保に向けた都と二十三区の財政調整協議の最新状況もお聞かせください。

先日、開設の準備状況を視察させていただき、機能やセキュリティの高さ、何といても、児童相談所開設準備担当部長を先頭に、職員体制が充実していることを確認させていただきました。是非とも、文京区が誇れる事業の一つとして展開されることを大いに期待するとこ

ろです。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備について伺います。

小石川図書館の老朽化による改築の検討が始まったのが令和元年、その後、学識経験者や関係団体の代表者、また、区民公募委員等による文京区立図書館改修等に伴う機能向上検討委員会が設置され、令和二年にその報告書がまとまりました。

その中では、現行の建築基準法に照らすと、現在の小石川図書館は既存不適格となっており、現状のまま小石川図書館を建て替えると、法令上の関係で建築規模が縮小されることが判明し、改築に関しては隣接する竹早公園と一体的に整備をするというコンセプトが意見集約されました。

その後は、企画課が中心となって内部で再度検討がなされ、三つのコンセプトのつとつた形で、図書館、テニスコート、公園の三者を一体的に整備する方針が令和四年にまとめられ、さらに、具体的な整備内容や機能についても、令和五年に区民参加型のワークショップ等を開催し、令和六年にその中間のまとめが議会に提出されました。

さて、当初は小石川図書館の老朽化による改築から始まった本件も、一体的整備が決まったことにより、それぞれの立場の方々から様々な御意見を頂くこととなり、現在も継続して意見交換会が開催されております。

そこで、こうした状況を踏まえて、今後、三者の意見や要望をどのように調整していくのか、合意形成の方法など、区長の考えをお聞かせください。

私個人的には、図書館単体の改修では建築規模が小さくなりますが、敷地を公園と一筆にすることで、現状より大規模の図書館が建てられることは、それだけでもメリットがあると考えますし、現状ある図書

館、テニスコート、公園のどこかを削ってどこかを増やすという議論には到底なり得ない話だと考えます。

三方一両損ではありませんが、何とか一致点を見出していたいただき、議会で決定し、一刻も早く整備が進められることを切に望んでおります。

次に、プラスチックごみの新たな分別回収について伺います。

令和四年、国の新法施行により、「区市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収及びリサイクルに努めること」が定められました。

現在、本区では、食品トレイとボトルキャップの拠点回収を除き、プラスチックは可燃ごみとして収集しておりますが、新たな回収方法では、可燃ごみの一五%を占めるプラスチックごみを資源として回収し、それをリサイクルすることで、ごみの減量化と資源循環型社会の構築を目指すしております。

しかしながら、プラスチックごみを分別回収するには幾つかの課題もある中で、まずは、実施に先立ち、モデル事業として御協力いただいた高田老松町会の皆様には、心より感謝を申し上げます。

そして、いよいよ本年四月より、区内全域でプラスチックごみの分別回収がスタートすることとなりました。

そこで、今もなお続いている区民説明会において、決して否定的な意見も少なくないとは思いますが、意識の高い区民の皆様であっても、それなりの御負担を頂戴することになる本事業を、無事にスタートさせ、軌道に乗せて広く定着をさせていくためには、どのような点がポイントになってくるのか、説明会での意見等を踏まえつつ、区長の考えをお聞かせください。

次に、中小企業振興条例の制定について伺います。

現在、国内の中小企業は、我が国四百二十一万企業のうち九九・七％を占め、正に経済を牽引する原動力となり、安定的で健全な国民生活を実現する上で、大きな社会的役割を果たしております。

国においては、一九六三年に初めて中小企業基本法が制定されて以来、一九九九年に時代に即した法律に改正され、二〇一〇年には新たに中小企業憲章が閣議決定され、中小企業によるイノベーションの創出が推進されました。

地方自治体においても、中小企業振興条例として、墨田区がいち早く昭和の時代に制定されましたが、平成から令和の現在に至ってからは、急激に中小企業振興条例の制定が加速するようになりました。

全国の自治体の半数近くが制定されている中で、二十三区においても十七区が制定されている状況を鑑みれば、本区においても、是非条例化に向けて実現を図っていくべきと考えます。

既に「文の京」総合戦略の中では、中小企業に対する様々な施策も明記され、これまで充実した支援策を講じていることは十分理解をしておりますし、大いに評価をしているところであります。

それらを踏まえても、本区もあえて条例化することで、改めて他自治体にも本区の強い意思を明確にできると思いますし、区内の中小企業の皆様にもより安心感を与えることになるとは思います。区長の見解を伺います。

最後に、ドブネズミ対策の今後について伺います。

文京区の繁華街におけるドブネズミ対策も、お陰さまで、昨年、早急な対策を講じていただいたことで、地域の皆様も一定安堵の表情を浮かべております。

特に、昨今の猛暑、酷暑の夏の時期に動きが活発になる中で、専門業者による一斉駆除により、前年の夏に比べ、明らかに発生率が激減

いたしました。忌避剤や捕獲シート、また、ごみ出しの注意喚起等によって、その効果はてきめんに現れました。

そこで、本区は、今回実施した対策について、どのような効果があったと認識しておりますでしょうか。また、今後も継続するのか、新たな対策を講じるのか、事業を拡大するのか、その辺りの見解を伺い、質問を終わらせていただきます。

御清聴誠にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 山本議員の御質問にお答えします。

最初に令和七年度予算についての御質問にお答えします。

七年度予算は、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決に邁進するため、従来の枠配分方式を見直し、国や都を始めとする特定財源の積極的な確保などに取り組むとともに、各部の主体的・自律的な予算編成により、これまで以上に効率的・効果的で質の高い行政サービスの提供につながる予算を編成しております。

歳入においては、課税所得水準の堅調な推移等により、特別区税について、過去最大となる約四百三十四億七百万円を見込むとともに、特別区交付金についても、普通交付金の大幅な増収が見込まれるため、同様に過去最大となる二百七十七億円を見込んでおります。

これら歳入の根幹を占める予算が増加する中、歳出においても、五十八事業の重点施策を中心に、区政課題の解決につながる事業を的確に予算に反映するとともに、物価高騰対策に要する経費や扶助費及び人件費等の義務的経費を計上した結果、過去最大規模となる千四百七十億円の当初予算案となっております。

なお、目的別の歳出予算は、昨年度からの増加額が大きい順に、教育費が小・中学校の特別教室改修経費などで約七十二億二千七百万円増加し、令和七年度予算は約二百九十二億千六百万円。続いて、民生費が児童手当に係る経費などにより約六十二億九千万円増加し、約六百五十三億四千五百万円。続いて、総務費が職員給与費の増などで約二十二億五千五百万円増加し、約二百二十八億四千万円となっております。

次に、若者支援についての御質問にお答えします。

今回の調査に係る費用は、約七万人に送付した案内状の郵送料や広報動画の配信料を含め、全体で二千九十万円となっております。

調査の根幹となる設問の構成や内容は、子ども・子育て会議や区議会等での御意見を踏まえ、主に区において作成しておりますが、インターネットで回答いただく環境の整備や広報動画の作成・配信等、専門知識を要する業務等については、民間活力を活用することが適切と判断し、委託による調査を実施したところです。

調査の期間は、多くの方に広く御意見を頂けるよう、本区のパブリックコメント手続を参考に設定しております。

受付期間が過ぎた後は、本調査による意見の収集は終了いたしますが、次年度には若者当事者から御意見を伺う取組を実施することとしており、本調査の回答結果と合わせて、(仮称)若者計画策定の基礎資料として活用してまいります。

また、議員御指摘のとおり、区の調査における若年層の回答率向上に向けた取組は重要であると認識しており、本調査では、区報やSNSの活用だけでなく、区内の駅や商店会にもチラシの配架に御協力いただくとともに、初めての取組として、多くの若者が利用するYouTube上に、若者世代にターゲットを絞った広告配信を行うなど、

戦略的な広報活動を行っております。

これらの取組により、今回の調査では、一月末時点で一万千件を超える回答を頂いており、今後、調査の結果を丁寧に分析し、若者施策の更なる推進と計画の策定に取り組んでまいります。

なお、本調査はIDとパスワードによる無記名方式で行っておりますが、回答データ等は事業者の専用サーバーで厳重に保管し、不正アクセスを防ぐため、作業場所への立入りを制限するなど、セキュリティの徹底を図っております。

次に、ICT化に伴うリスクへの対応等に関する御質問にお答えします。

まず、情報漏えいやサイバー攻撃によるリスクへの対応についてのお尋ねですが、区では、高度なセキュリティ対策が講じられている都のセキュリティクラウドの下でネットワークを運用するほか、マイナンバー利用事務とインターネット接続等の運用を分離し、住民情報を始めとする重要情報の漏えいを防止するための環境の整備を行っております。

このほか、全職員を対象とする情報セキュリティ研修により、職員の情報リテラシーの向上に努めるほか、定期監査を実施するなど、全庁的な対策も併せて行っております。

次に、ICT化に係る導入コストについてのお尋ねですが、区では自治体間で共用できるデジタルツールやシステムについては、GovTech東京が実施する共同調達サービスを利用しており、区単独での調達に比べ、導入及び運用に係る経費の削減や、調達業務の効率化が図られ、スケールメリットによる効果を実感しているところです。

次に、デジタル人材不足への対応についてのお尋ねですが、デジタル化に自発的に取り組む職員をDX推進サポーターとして任命し、年

間を通じて、専門研修やeラーニング等による育成を行っております。このほか、総務省が実施する専門アドバイザーの派遣制度や、Go v T e c h東京による伴走支援など、デジタルスキルを持つ職員の育成と併せ、外部人材の活用も組み合わせながらDX推進に取り組んでいるところ です。

今後も、ICT化の推進により、区民サービスの向上及び業務の効率化に努めてまいります。

次に、個人情報に関する事務のリスク管理についての御質問にお答えします。

職員一人一人が、個人情報の重要性を認識し、法律等で定められたルールに基づき、個人情報を適切かつ慎重に取り扱うことが求められております。

そのため、個人情報の制度や取扱いについて、基本的なルール等をまとめた職員向けハンドブックを作成し、研修を定期的を実施するとともに、郵便物を発送する際の手順を定めた事務マニュアルを職場ごとに整備するなど、リスク対応策を講じております。

また、本年度から、八月及び九月を内部統制強化月間と位置付け、各職場等で発生したリスク事案の共有や注意喚起等を行うことにより、組織としてのリスク感度を高め、チェック体制を強化するとともに、郵便物の誤送付防止に向けたチェックシートを庁内で共有するなど、対策に取り組んでおります。

今後は、研修内容についても更に充実させ、個人情報の漏えい事故を防ぐ体制を強化してまいります。

なお、区が保有する個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の秘匿性等に応じて、作業の体制や個人情報の管理状況について、委託先事業者への実地検査による確認を行うなど、個人情報の適

切な管理及び漏えい等の防止に努めているところです。

次に、災害関連死についての御質問にお答えします。

東日本大震災以降、熊本地震や能登半島地震などの大規模災害の状況及び国の動向を踏まえ、本区でも、災害弔慰金の支給対象者を明確にし、有事における迅速な対応が可能となるよう、医師、弁護士等で組織する文京区災害弔慰金等支給審査会を設置してまいります。

なお、具体的な機関の構成等については、先行事例等を参考にしながら検討してまいります。

次に、児童相談所の開設に関する御質問にお答えします。

まず、本区が児童相談所を設置する理由についてのお尋ねですが、全国及び都内の児童虐待対応件数は今なお増加傾向にあり、児童虐待に起因する痛ましい事件も後を絶たない状況が続いております。

子育て家庭が抱える課題が一層複雑化の中で、事態が重篤化する前に、基礎自治体である利点を最大限に生かしながら、高度で専門的な支援を展開することにより、子どもの最善の利益を守るため、区児童相談所を開設するものです。

区児童相談所において、関係機関相互の信頼関係をより一層強化し、様々な関係機関と迅速に連携し、案件の一つ一つに丁寧に対応することで、子どもたちを守る総合的な相談・支援体制を構築してまいります。

次に、区児童相談所の設置に係る経費等についてのお尋ねですが、児童相談所の開設準備に係る経費については、決算額として確定している平成二十八年度から令和五年度までの歳出総額は、約二十一億三千万円、歳入総額は約九億四千万円となります。

また、児童相談所の運営に係る来年度の予算額については、約十一億九千万円を見込んでおります。

次に、都区財政調整協議についてのお尋ねですが、今月初めに開催された都区協議会では、これまでの協議結果を踏まえ、東京の持続的発展の実現、首都直下地震等に対する備えの充実、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力といった観点から、特別区の配分割合を令和七年度から五六%とし、あわせて、特別交付金の割合を六%に変更することで合意に至っております。

これまでの経緯を踏まえ、本年度、配分割合の変更に至ったことは、都区双方で真摯に協議してきた結果であると考えております。

今後とも、特別区の実態に見合った需要が算定されるよう、協議に臨んでまいります。

次に、竹早公園・小石川図書館の一体的整備についての御質問にお答えします。

昨年一月に基本計画の中間のまとめを公表して以来、多くの御意見を頂き、十月より区民ミーティングを行ってまいりました。

これまでに様々な立場の皆様から頂いた御意見・御要望、課題の中には、更に十分な調査や検証を行った上で、丁寧な説明が必要なものがあると認識しております。

そのため、来月に予定していた区民ミーティングについては一旦見送ることとし、課題等について改めて整理してまいりたいと考えております。

次に、プラスチックごみの分別回収についての御質問にお答えします。

現在、区では、事業実施に向けて、区民説明会を開催し、広く周知しているところです。

説明会では、多くの方から、ごみの減量・リサイクルの推進に御賛同いただくほか、分別する手間や共同住宅の管理人の業務増加などに

ついて御意見を頂いており、法律の施行やプラスチック処理を取り巻く状況を踏まえ、区民の皆様にご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

また、事業開始後も、継続して分別回収に取り組んでいただくことが重要であると認識しており、区報やホームページなどにより、プラスチックの回収量やリサイクルの状況、出す際の注意点を継続的に発信するなど、多くの皆様に協力していただけるよう努めてまいります。

次に、中小企業振興基本条例の制定についての御質問にお答えします。

本区では、産業振興を図るための各種事業を「文の京」総合戦略で計画化し、中小企業の振興に関する施策を推進しております。

区として中小企業振興基本条例を制定する考えはございませんが、いわゆる理念条例を議会主導で条例制定することを妨げるものではありません。

今後も、令和七年度の重点施策である事業承継総合支援事業やスタートアップ交流会等、時勢を捉えた施策により、支援の充実を図ってまいります。

最後に、ネズミ対策についての御質問にお答えします。

昨年一月から六月まで、区内の一部の商店街において、ネズミの駆除事業を実施しました。十分な量の殺鼠剤を使用したことから、事業終了直後の七月下旬頃には「ネズミがいなくなった」という声も寄せられました。

一方で、十一月上旬頃には「ネズミが増えている」との問合せが再び寄せられるようになり、駆除によって一時的にネズミの数が減るものの、短期間で再びネズミが増加し、元の状態に戻っていくものと考え

えられます。

ネズミ対策としては、餌となる生ごみ等の管理を徹底することも重要であることから、引き続き、適切なごみの出し方について、啓発活動を行ってまいります。

あわせて、個人住宅を対象とした専門家によるネズミの侵入経路診断等の防除対策事業を拡充してまいります。

〔山本一仁議員「議長、三十二番」と発言を求む。〕

○議長（白石英行） 三十二番山本一仁議員。

○山本一仁議員 区長、丁寧な御答弁ありがとうございます。自席からの発言をお許しく下さい。

今回の質問は、ネズミ対策以外は割と新しめの質問をさせていたいただきました。

その他の項目や、また、内容、詳細等に関しては、同僚議員三人が一致結束をして、今後開かれる委員会等で質疑を深めさせていただきたいと思えます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（白石英行） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、二月十三日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会